

平成28年度から施行される須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱について

## Q & A

Q1:補助対象システムは、誰でも受けられるか？

A1:補助対象となるシステムは、①太陽光発電システム、②ハウスエネルギーマネジメントシステム、③蓄電池システム、④地中熱利用システムの4つとし、全て須賀川市内に自ら所有し居住する住宅に新たに個人が設置したシステムで、1世帯・1システム・1回限りとなります。

Q2:平成26年度に須賀川市住宅用太陽光発電装置設置補助金を既に受けている。平成28年度に8kw増設したが、申請できるか？

A2:平成28年度から新たな要綱となり、これまで(平成27年度)の補助制度とは別扱いとなります。このため新たに平成28年度に設置したシステムは申請することができます。(ただし、4kwを上限とします。)

Q3:1度に、太陽光発電システム・ハウスエネルギーマネジメントシステム・蓄電池システムをセットで設置したが、補助は受けられるか？

A3:4つの支援メニューの組み合わせは重複可とします。  
(ただし、1世帯・1システム・1回限りです。)

Q4:システムを設置する場合、事前に申請が必要か？また、郵送での受け付けは可能か？

A4:システムを設置完了後の申請となります。  
郵送でも受け付けしますが、書類等に不備が生じた場合は受け付けできません。(返送)

Q5:平成27年度中に申請ができなかったシステムは、平成28年度に申請できるか？

A5:申請対象システムは、前年度設置分まで補助対象とします。

Q6:公称最大出力12kwの太陽光発電システムを設置したが、補助は受けられるか？

A6:太陽光発電装置の補助対象は、50kw未満の低圧まで対象です。  
ただし、補助の額は4kw(20,000円×4.0kw=80,000円)を上限とします。

Q7:既に太陽発電システムは設置済みだが、新たに蓄電池システムを設置した場合、補助は受けられるか？

A7:補助対象となります。ただし、設置年度と、その前年度の二カ年度以外は対象となりません。